

# 特定開発事業計画に対する意見書

縦覧している特定開発事業計画に関して開発事業者にご意見がある場合は、この用紙に記入して、下記の提出先まで提出してください。この用紙に記入しきれない場合などは、この用紙以外の用紙や資料を提出していただいても結構です。

なお、この意見書の提出は、「宝塚市開発事業における協働のまちづくりの推進に関する条例（開発まちづくり条例）」第16条第1項の規定により行われるものであり、この意見書は宝塚市を経由して、開発事業者に送付します。

|         |           |                       |
|---------|-----------|-----------------------|
| 住所      |           |                       |
| 氏名      |           |                       |
| 連絡先     |           |                       |
| 開発構想の概要 | 開発事業者名    | (株) ゼロ・コ-ポレーション       |
|         | 開発事業区域の位置 | 宝塚市 高司 2丁目 253番 255番  |
|         | 開発構想届受付番号 | 6-690                 |
|         | 縦覧期間      | 令和7年6月12日 ~ 令和7年6月26日 |

特定開発事業計画に対する意見

要望書に対しては、下記のとおり具体的な回答はありせん、貴社（株）は、下記の中に入っているような業者ですか？ 右の左に聞える通り、富利（株）と食の会社でしょうか？ 「ご検討させて頂きます」「お答えさせて頂きます」とは、下記の問題解決はせん。具体的な回答として、まず、施工業者及び、施工業者に要望書に対する確約書を取って頂く。例えば、"開発構想への対応、高司で駐車場を20台と確保して頂く。緊急車両や業者・親族及び従業員の車などに駐車するとして頂く。頻繁に車の出入りがあるため、市道と通学路を通す。毎日一日中警備員を配置して安全確保して頂く。"

また、例えば、工事の際、家の傾斜や、土の崩壊等の被害を防ぐとして、貴社が無料で着工前に家屋調査を実施して頂く。これは、必ずやるべきで、その後報告書を出す。臭い、臭いしない物はありせん。建物・長着等臭いのは付いてくる。知覚過敏症の人に関わりなく生活して頂く!!

回答書に用いられた富利は（富利）と同じ効力がある所ですか？ それとも、下記単にこの所での効力がある所を不慮に。下記のとおり、下記の新印をお願いします。

意見書に対する回答は、下記の意見書で提出して頂く。

## <意見書の提出先及び提出方法>

この意見書は、宝塚市 都市整備部 開発指導課まで、郵送又は電子メール又はご持参ください。

〒665-8665（住所不要） 電話0797-77-2081

e-mail: m-takarazuka0067@city.takarazuka.lg.jp



追加、前日地盤調査業者を2つに下す。全く常識でありせんわ!! しつかりとコッパインズやハーストンや教育工場の常識ある人々作業して下さい。教育子に!!